ピー・エス・インターナショナル

事業体制を強化

ピー・エス・インターナショナルでは、ニュージーランド発のナチュラルコスメ「トリロジー」の誕生15周年を記念した「トリロジー15thセレブレーションオイル」（30mL6500円）を10月1日より数量限定で発売した。

創設者のサラ、キャサリン姉妹が開発した「ローズヒップオイル」は現在、世界25カ国以上で20秒に1本のペースで売れているブランドのアイコン的存在である。

今回発売するオイルは、15周年に因んで15種類の植物種子オイルをブレンドし、あらゆる肌の悩みに応える美容オイルに仕上げた。

北川睦子社長兼CEOは、『トリロジー』はオーストラリアとニュージーランドで株式上場を果たし、家族型経営が多いナチュラル&オーガニックブランドの中で企業として大きく成長を続けている。今年は当社が『トリロジー』を日本に導入してから10年の節目の年でもある。今後はブランディングに沿った販路に集約し、PRを強化していく」と戦略を語る。

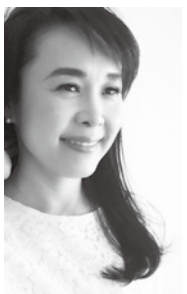

北川睦子社長兼CEO

15周年にあたり、特別限定品「トリロジー5コレクションセレブオイル」（5mL×5種、6800円）も同時発売する。人気のオイル製品3種と「15thセレブレーションオイル」、来春発売予定の「ベリージェントルライン」のフェイシャルオイルのトライアルサイズをセットしたもので、新客にアプローチができそうだ。

同社はサロン流通で「ポール・シェリー」「アイズ」「エラバシェ」「グロースキンビューティー」を展開する一方で、ナチュラル&オーガニック系のリテール流通で「トリロジー」「ナオベイ」「ハーブファーマシー」「デコテルム」を発売するなど、取扱ブランドを強化してきた。

「新たな事業部を2つ創設し、サロン系企業のM&Aにより子会社も1つ増えた。これにともない、社員も119名（2017年9月25日現在）と、昨年の2倍規模になった。来春を目途に、健康増進をテーマにしたアロマスクールや、アンチポリューションをコンセプトにしたオリジナル新ブランド『アポコス』の本格展開が決定している。今後も進化し続ける企業でありたい」（北川氏）

T—Garden

「NOMAMA」に砂糖仕立ての洗顔料

T—Gardenは11月18日、無添加スキンケアブランド「NOMAMA」より洗顔料「ナチュラルミックスウォッシュ」（2種各100mL1500円）を発売する。

保湿力の高いスクロース（砂糖）を配合し、ナッツオイルをミキシングして加えたナチュラル処方のリキッド洗顔料だ。

ブランドPRを担当する日下朋子氏によると、「NOMAMA」の愛用者から「無添加でも香りが楽しめる洗顔料を出してほしい」という声が多く寄せられていたという。

また、同社が運営する60万人の女性会員を擁するクチコミサイト「ガルモニ」で実施したアンケートによると、「洗顔料は洗浄力を重視し、毛穴のつまりを徹底的にケアしたい」「パックだと肌が傷むのでメーク落としや洗顔で毛穴対策をしたい」という傾向が強く、肌の洗い上がりは「皮脂を落としてさっぱりしたい」「うるおいを残して保湿もしたい」の二極化傾向にあることがわかった。

「スクロースは泡立ちと泡もちを高める働きもあり、泡を固定させて毛穴まで届くようにした。さっぱりした洗い上がりの『CELAR』にはマカダミアオイルを配合し、ゼラニウムの香りがする。なめらかな洗い上がりの『SMOOTH』にはアーモンドオイルを使用し、ラベンダーの香りが楽しめる。初回1万個には洗顔ネットをおつけする」（日下氏）

「NOMAMA」は、スキンケア初の真空ボトルを使用した「ナチュラルミックスローション」（全3種）と、ローションと混ぜて使える「同クリーム」（全2種）が話題となり、昨年12月に公式オンラインストアで発売を開始したところ即日完売し、ローションとクリームを組み合わせて使うカスタムコスメ的な機能も注目された。今年7月にさっぱりタイプのローション「FRESH」を公式オンラインストア限定で発売したところ、「夏のスキンケアはこれ1本でOK」という声が多く寄せられ、好評を博した。

取扱店はプラザ、ロフト、東急ハンズ、ローズマリー、セレクトショップなど約200店舗で、累計生産数は6SKUで約19万個に及ぶ。

インスタグラムを中心としたSNSでの反響が大きいことから、去る6月に会議室を改装し、YouTuber向けに動画撮影用のスタジオを新設した。今後は化粧品の使い方を紹介する動画をアップしていく予定だ。

新企画「キャラバンラウンジ」が好評

コスメラウンジ

コスメラウンジは9月4日、第1回「キャラバンラウンジ」を麻布で開催した。

同社が運営する美活サイト「コスメラウンジ」の会員にブランド広報担当者が発売前後の新製品をプレゼンテーションする企画で、今回は「エクスボーテ」「ロゴナ」「マリコール」が参加した。

希望者の中からデジタルインフルエンサーなど情報発信力や影響力のあるメンバー50名を厳選したこともあり、皆、撮影をしたりプレゼンテーションに熱心に聞き入るなど盛況な様子だったという。参加会員には新製品の現品またはトライアルサイズを提供した。

会場手配やセッティングは同社が行うため、参加企業はプレゼンテーション用の資料やサンプルの手配程度で済み、当日、身軽な状態で会場入りできる。

「広報の方はイベント会場を探すだけでも大変そうなので、単独でやるのはハードルが高め。会場準備は当社がするので参加ブランドの方は直前まで他の仕事ができるし、少人数での対応が可能だ。合同イベントなのでリーズナブル価格で参加できることにも魅力を感じていただけた」（松下令子代表取締役CEO）

イベントに参加できなかった人のために、プレゼンテーションの様子を編集したオンライン動画をアップするオプションサービスもあり、動画を見終わった人には抽選でサンプルをプレゼントする。

同社では会員を対象に毎月グループインタビューを行っているが、メンバー限定企画という特典や特別感、関心のある化粧品を購入することに魅力を感じているという声が多かった。会員のインフルエンサーとしての発信力はもちろん魅力だが、確たる価値感を持った購買力のある会員も増やしていきたいという。

イベントに参加した会員で後日商品を購入した人の中から抽選で「コスメラウンジビューティオフ会」（食事会など）に招待するアフターフォロー的な企画も用意し、店頭送客にもつなげている。11月28日には「コスメラウンジ1周年ラウンジ」を開催する。

営業所移転

◆本州印刷、東京営業所移転（10月17日付）

本州印刷は、販売・サービス業務の強化・充実に向け、東京営業所を移転する。

新住所＝〒150—0022　東京都渋谷区恵比寿南1—14—10　福隆ビル4階▽電話＝03—6427—2333▽FAX＝03—6427—2247

化粧品・日用品業界の商標・ブランド戦略相談室

第26回　だまされないために！商標を取り巻く落とし穴とその回避方法

フルブルーム国際商標事務所　所長弁理士
早稲田大学政治経済学部卒業。日本でも数少ない商標専門事務所を経営。化粧品・日用品業界をはじめとした中小・ベンチャー企業の商標出願支援と外国・国際商標出願支援を得意としている。商標・ブランディングの専門家として数々のメディアに寄稿している。
【フルブルーム国際商標事務所】http://www.fullbloom-tm.jp/
問合せ/連絡先　shinya.t@fullbloom-tm.jp

髙橋伸也（たかはししんや）

商標は目に見えない権利ということもあって、なかなか馴染みがないという方がほとんどです。

そういった知識の無さにつけこんで、だまそうとしてくる人や業者も少なからず存在します。

今回は、どのような手口でだまそうとしてくるかの代表例をご紹介することで、そのような事態を回避するヒントになればと思います。

まずは、最近メディアでも話題になっている他社商標の先取り出願の問題です。

「PPAP」などの流行語やワイドショーで取り上げられた人気商品・サービス名のほか、「A・MOBILE」から「Z・MOBILE」まですべてのパターンを出願するなど、他社が使っている又は使いそうな商標についていち早く出願してしまい、いざ真の商標の使用者から交渉の連絡があった場合に高額で売りつけるようなビジネスモデルです。1年あたり数万件ペースで出願しているので、商標調査をしていて障害となるケースも少なくありません。

ただし、これらは出願費用を払わず出願しているものですので、しばらくすると却下になるケースがほとんどです。

したがいまして、この先取り業者が障害となってしまうようなケースでは、商標登録を諦めずに専門家である弁理士に相談するのが良いですね。

次は、架空請求についてであり、特に外国出願を行っている企業様から相談を受けることが多いものです。

その手口は、一見外国の特許庁やWIPO（商標の国際登録を管轄する機関）などの公的な機関であるかのように装って、登録管理料などの名目で突然請求書を送り付けるものです。

実際には、その「登録」というのは詐欺業者が名目上作成しているだけの何ら意味をなさないデータベースへの登録なのですが、支払期限が短く、支払わないと登録が取り消されるなどの恐ろしい言葉が書いてあるので商標についての知識がない中ですと払わなくてはならないものだと思い込んで払ってしまうケースがあるようです。

このような場合も、国際商標に強い弁理士などに相談すれば一目で判断してくれるので、頼れる専門家とのつながりを作っておくことが重要です。

最後は、商標登録のサポートをするといった無資格業者の存在です。商標登録出願の代理を行うことができるのは国家資格たる弁理士又は弁護士の資格を有する者や特許業務法人・弁護士法人のみですが、正式な代理をするのではなく、願書など各種書類の作成をサポートして報酬を得ている者がいるようです。特に、弁理士の少ない地方都市に多いとの話を聞いています。

無資格者により作成された書面は権利範囲等重要なポイントで不十分なものが多いとの話を聞きますし、いざというときも何ら責任はとってくれません。

大事な商標を守る上ではあまりにもリスクが大きいので、依頼するのであれば最低限弁理士又は弁護士資格の有無は確認した方が良いでしょう。

このように、商標登録の世界でも無知につけこんで人をだまそうとする人や業者がいますので、そうした実態を認識するとともに、困ったときは頼れる専門家に相談することが重要ですね。